

**令和6年度第1回 栃木地方労働審議会**

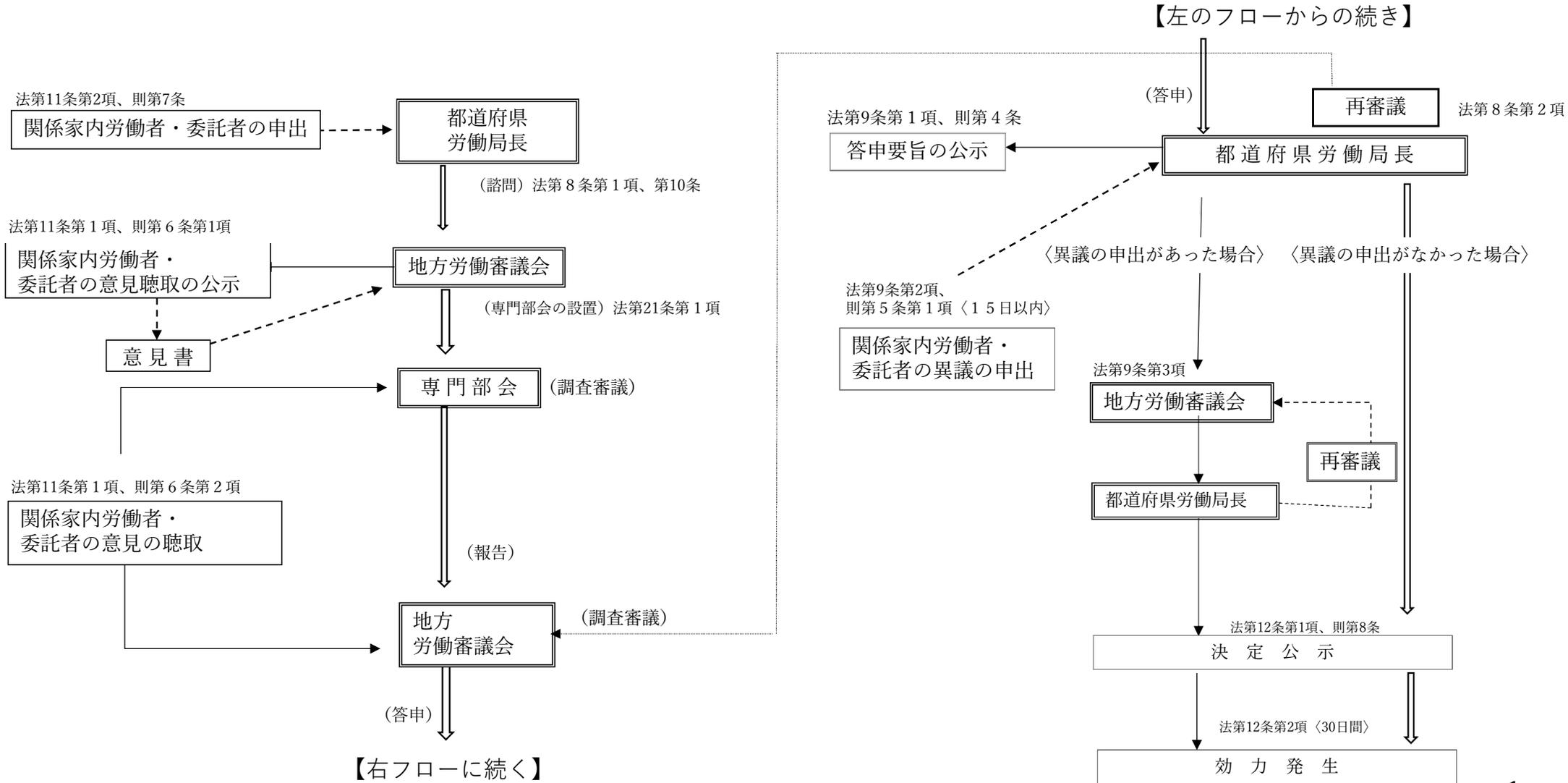
**議題（2）関係**

**【栃木県衣服製造業最低工賃の改正について】**

**栃木労働局**

# 家内労働法に基づく 栃木県衣服製造業最低工賃の 改正について

# 家内労働法に基づく最低工賃決定フロー



※「法」とは家内労働法を、「則」とは家内労働法施行規則を示す。

# 栃木県衣服製造業最低工賃が適用される委託者・家内労働者数の推移 (平成23年～令和6年)

単位：人

区 分		平成23年	平成26年	平成29年	令和3年	令和6年
衣服製造業	委託者数	11	19	22	10	8
	家内労働者数	86	131	183	61	31
(参考値) 栃木県	委託者数	139	151	135	123	94
	家内労働者数	2099	1,510	1,342	1,153	766
(参考値) 全国	委託者数	9,862	8,113	7,499	7,500	7,017※
	家内労働者数	128,709	113,027	108,275	105,301	95,108※

注) ※の付いているものは、令和4年10月現在のもの

# 栃木県の最低工賃

## 栃木県衣服製造業最低工賃

【効力発生の日 令和4年4月21日】

### 1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で男子既製洋服製造業、婦人・子供既製洋服製造業に係るまよめの業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

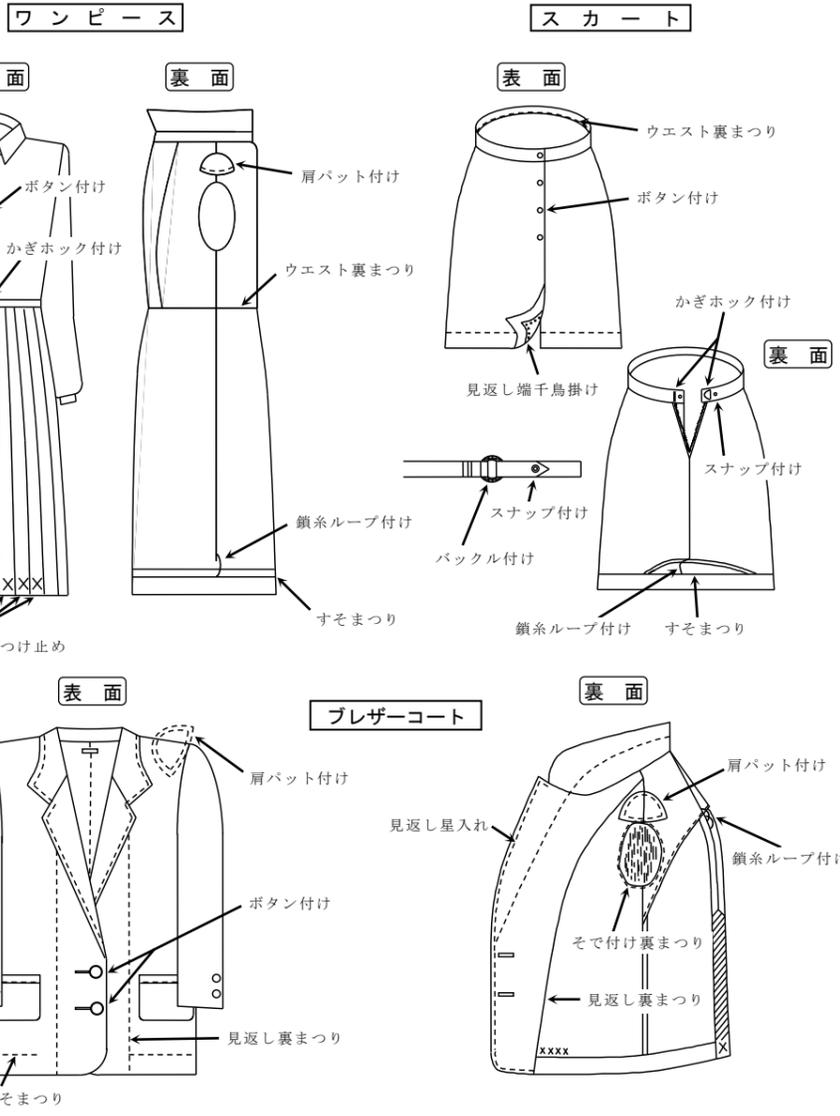
### 2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄の( )内の長さは、1枚分の標準的な作業を行う長さであるが、この長さ以外の場合は、1cm単位で換算した額とする。1cm未満の長さは切上げ、1円未満の金額は四捨五入とする。

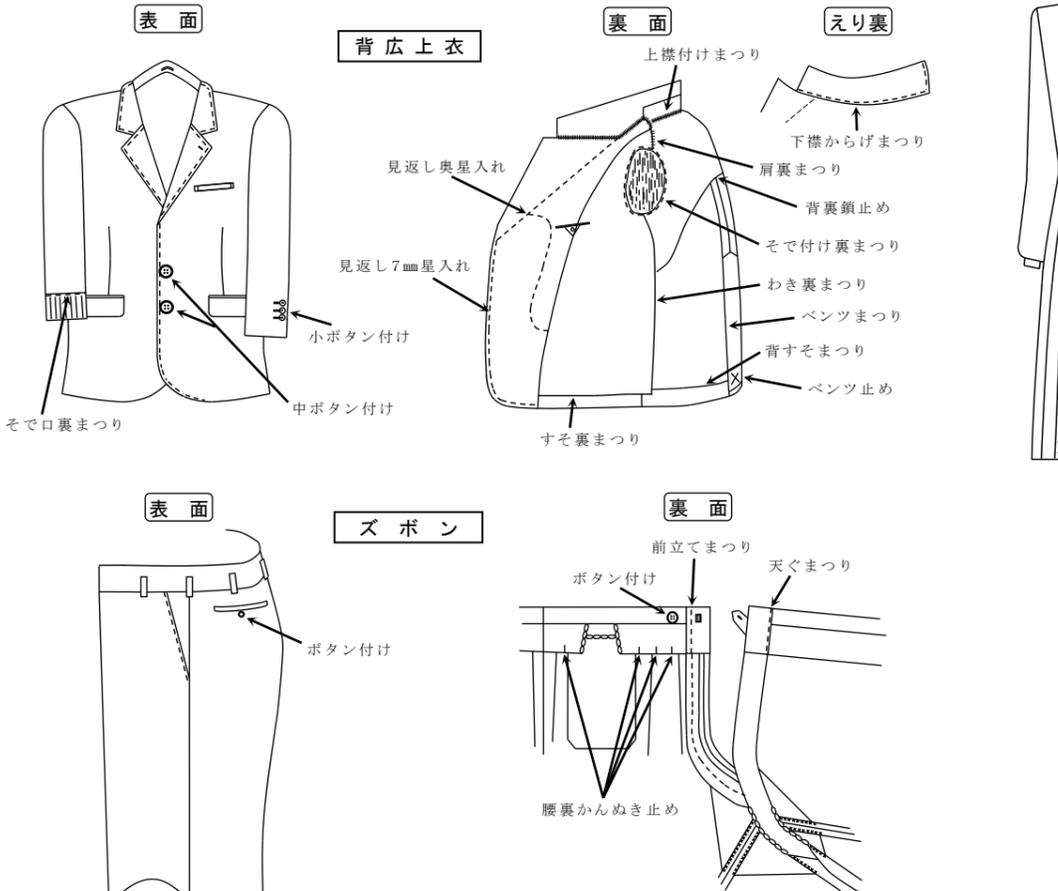
品目	工程	規格	金額
男子既製洋服	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき 202円
	そで口裏まつり		1枚(32cm×2)につき 83円
	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)糸足つき 根巻き3回以上	1個につき 22円
			小ボタン(4つ穴)根巻きなし
	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(17cm×2)につき 41円
	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき 54円
	下襟からげまつり		1枚(10cm)につき 51円
	わき裏まつり (わきの一部分について行うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき 46円
	見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(70cm×2)につき 118円
	見返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(45cm×2)につき 86円
	背すそまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(20cm×2)につき 62円
	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1cm	1枚につき 15円
	すそ裏まつり (すそ裏の一部分について行うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき 44円
	ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚につき 28円
	ベント止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 7円
	アウトポケット裏まつり		1枚につき 20円
	糸くず取り及び仕上げ		1枚につき 63円
	ズボン	腰裏かんぬき止め	12か所
天ぐまつり及び前立てまつり		針目が3cm間隔に6針以上	1本につき 25円
ボタン付け		小ボタン、糸足つき 根巻き3回以上	1個につき 20円
糸くず取り及び仕上げ			1本につき 31円

品目	工程	規格	金額
婦人・子供既製洋服	見返し端千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき 16円
	見返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき 16円
	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき 17円
	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき 24円
	そで口裏まつり		10cmにつき 21円
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき 19円
	スナップ付け	1cm型	1組につき 23円
	かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 32円
		ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 23円
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき、 根巻き3回以上	1個につき 14円
		20mm以上、4つ穴、糸足つき、 根巻き3回以上	1個につき 16円
	鎖糸ループ付け	鎖糸ループ長さ2cm以上	1か所につき 14円
	肩パット付け	2個1組	1組につき 34円
	×印しつけ止め		1か所につき 11円
	ウエスト裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	20cmにつき 23円
	バックル付け		1個につき 16円
	糸くず取り		1着につき 23円

婦人・子供既製洋服のまよめ業務工程解説図



男子既製洋服のまよめ業務工程解説図



## 栃木県電気機械器具製造業最低工賃

【効力発生の日 令和6年4月20日】

電気機械器具製造業の業務工程解説図

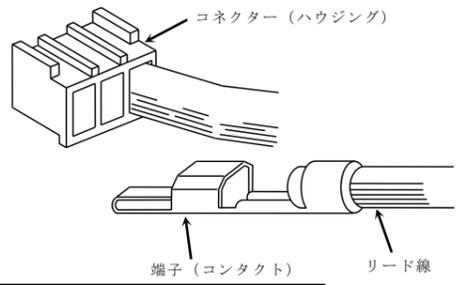
### 1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

### 2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品目	工程	規格	金額
コネクター	差し(電線の末端に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 51銭



詳しくは、栃木労働局 賃金室 TEL 028-634-9109 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

- 宇都宮労働基準監督署 TEL 028-633-4251
- 栃木労働基準監督署 TEL 0282-24-7766
- 大田原労働基準監督署 TEL 0287-22-2279
- 真岡労働基準監督署 TEL 0285-82-4443
- 足利労働基準監督署 TEL 0284-41-1188
- 鹿沼労働基準監督署 TEL 0289-64-3215
- 日光労働基準監督署 TEL 0288-22-0273



栃労発基 1011 第 1 号  
令和 6 年 10 月 11 日

栃木地方労働審議会  
会長 原田 淳 殿

栃木労働局長  
川口 秀人

栃木県衣服製造業最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第 10 条の規定に基づき、栃木県衣服製造業最低工賃（令和 4 年栃木労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いします。